

仕 様 書

- 1 件名
学生寮エアコン清掃
- 2 履行場所
〒625-0086
京都府舞鶴市長浜2001
海上保安学校
- 3 履行期間
令和7年2月3日（月）～令和7年3月31日（月）
- 4 庁舎の概要
建物概要 仰青寮（RC造5階建）及び青葉寮（RC造2階建）
- 5 遵守事項
 - （1）受注者は、清掃に従事させる清掃作業員（以下「作業員」という。）について熟練者を充てるものとし、作業服等を着用させることともに、庁舎関係者と識別できるよう胸に名札を着用させるものとする。
 - （2）作業員は、清掃を実施するにあたり、学生の日常生活に支障のないよう実施するものとし、海上保安学校監督職員（以下「監督職員」という。）の指示に従うものとする。
 - （3）作業員は、戸締りに注意し、盗難及び火災の予防に万全を期すものとする。
 - （4）作業員は、自己の故意又は過失により建物の設備及び物品並びに第三者に損害を与えたときは、直ちに監督職員に報告するとともに、その賠償の責任を受注者が負うものとする。
 - （5）作業員は、作業終了後には速やかに終了した旨を監督職員に報告し確認を受けるものとする。
 - （6）作業員は労働安全衛生法等関係法令を遵守し、安全の確保に十分注意を払うこと。
- 6 機密の遵守
作業員は、作業に際して知り得た機密事項等を外部に漏らしてはならない。
- 7 清掃要領
 - （1）各寮に設置されたエアコンの外装パネル、フィルターその他、熱交換器等機器内部について、カビ取りを含めた清掃を実施すること。
 - （2）清掃を開始する前に動作点検を行い、正常に作動するか確認すること。
 - （3）部屋、機器等が汚れないように当該機器の周辺を丁寧に養生し、外装パネル、フィルター、水受け皿、電気基盤等各種装置を外すこと。
 - （4）常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。また、作業後は清掃し作業前の状態に復旧すること。
 - （5）取り外した外装パネル、フィルターを液洗浄し、洗浄後水分を十分取り除いてから復旧すること。

熱交換機について、液洗浄し洗浄後洗剤、水分を十分取り除いてから復旧すること。

- (6) 洗浄液については、強力アルミフィンクリーナー液、若しくはその同等以上のものを使用すること。また、洗浄後の廃液を中和しないといけないものを使用する場合は、中和剤を併用すること。
- (7) 外装パネル、フィルター取り外しの際、機器の内部（分解しない範囲内でフィルター取付部や羽根部等）及び機器の外装についても、ほこりの除去、カビ取り、拭き上げをし全体の清掃も行うこと。
- (8) 復旧後、必ずエアコンの動作確認を行い、故障その他不具合が生じている場合は速やかに復旧すること。また、故障その他不具合の状態を当校担当者に報告すること。

8 数量等

寮名	番号	型名	台数	単位	備考
仰青寮	1	K C S 3 - 8 0 0 G	6 8	台	
	2	H S 3 - 1 2 0 0 Z K	4	台	
青葉寮	3	P L - Z R P 1 4 0 E A	2 7	台	
	4	M L Z - R X 3 6 2 A S	2	台	

9 検査

本業務は、検査職員の実施する検査合格をもって完了とする。

10 代金の支払い

支払いは一括払いとし、受注者は海上保安学校の指定する様式により請求書を作成提出すること。なお、海上保安学校は、受注者から適正な請求書を受理した後、30日以内に受注者の指定する口座に請求代金を支払うものとする。

11 その他

- (1) 給付完了後は、完了届を1部提出すること。
- (2) 本仕様に疑義を生じた場合は、監督職員と協議すること。
- (3) 本仕様書に記載の無い一般事項は、「海上保安学校入札・見積者心得書」による。